

令和5年度 途上国森林プロジェクト環境整備事業 仕様書

1 件名

令和5年度 途上国森林プロジェクト環境整備事業

2 背景及び目的

2015年12月、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）においては、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として2°C目標の設定、1.5°Cに抑える努力を追求することのほか、全ての国が削減目標（NDC）を5年ごとに提出・更新すること、市場メカニズムの活用が位置づけられた。パリ協定の実施ルールについては、2021年の第26回締結国会議（COP26）において、第6条の市場メカニズムや透明性など一部積み残しとなっていた論点が採択され、本格的な実施フェーズに進んでいる¹。

パリ協定5条では、第1項で温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む。）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきとされ、森林の重要性が明記されているほか、第2項で途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（以下「REDD+」という。）の実施と支援を奨励することが明記されている²。加えて、IPCC「1.5°C特別報告書」では、地球温暖化の1.5°C抑制に植林等の活用が必須とされている。

こうした中、全世界的にREDD+や植林等の森林プロジェクトを推進していくためには、途上国に対する資金と技術の提供が必要とされている。特に多額の支援が必要となる資金面では、UNFCCCの下に設置された公的資金メカニズムである緑の気候基金（GCF）におけるREDD+の成果支払いのパイロットプログラムが割当上限に達している³一方、炭素クレジットの取得に関する動きが活発になっている。欧米政府が拠出する世銀森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）の炭素基金⁴では、コンゴ民、ラオス、モザンビーク、ネパール、ベトナムなど15の国との間で、最低144百万トン（約775百万ドル規模）の排出削減買取合意（ERPA）を締結し、今後2018年～2024年の成果のクレジット化を行う予定となっている。民間分野では、官民の資金による新たな動きとして、2021年4月22日の米国主催の気候サミットにおいて、米国・英国・ノルウェー政府及び民間企業によってLEAF連合（The Lowering Emissions by Accelerating Forest finance Coalition）が発表され、ケニア、パプアニューギニア、ベトナム、ネパール、コンゴ民含む15の国と取引意向書（RoI）等を締結していることに加え、COP27では、韓国が参加（資金拠出）を表明したほか、高い十全性の排出削減クレジット購入に対する資金コミットが15億ドルを超えた旨が発表されている⁵。

¹ 外務省「COP27 会合の結果」：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1_001420.html

² 炭素市場エクスペンス「市場メカニズムの国際動向：REDD/REDD+」：<https://www.carbon-markets.go.jp/mkt-mech/climate/redd.html>

³ GCF 文書「REDD+成果支払いの最新状況」（2021年2月）：
<https://www.greenclimate.fund/document/gcf-b28-inf08-add04>

⁴ FCPF 炭素基金ウェブサイト：<https://www.forestcarbonpartnership.org/carbon-fund>

⁵ LEAF Coalition ウェブサイト：<https://leafcoalition.org/>

我が国は、パリ協定第6条に基づき、民間セクターが優れた技術等の普及や緩和活動を通じて炭素クレジットを獲得・活用し我が国の温室効果ガス削減目標（NDC）にも貢献する二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）⁶を推進しており、これまでに25カ国（令和5年1月時点）と二国間文書を締結している。林野庁としても、民間セクター主導によるJCMの下でのREDD+活動（以下「JCM-REDD+」という。）を推進することとしており、そのための環境整備、具体的にはREDD+関連のルール（ガイドライン類）について、JCM締結国（以下「パートナー国」という。）政府との協議・合意に向けた調整を行っている⁷。これまでにカンボジア政府及びラオス政府との間でガイドライン類を策定⁸しており、それに基づいて我が国の民間企業やNGOがJCM-REDD+プロジェクトを進めているところである。また、令和4年度には新たにJCMで植林を行うためのガイドラインの日本政府案を作成することとしており、今後、JCMの下でREDD+及び植林等の拡大に向け、パートナー国等とのガイドライン類の策定も目指しているところである。

このため、本事業では、国際的な動向を踏まえつつ、JCMの下でREDD+及び植林等に関するルール改善やパートナー国拡大等を通じて、我が国民間企業等によるプロジェクト実施のための環境整備を行い、開発途上国の森林減少・劣化の抑制に貢献することを目的としている。

3 事業内容

受託者は、本事業の目的を踏まえ、以下のとおり、UNFCCC等での国際的な議論やクレジット活用等の最新動向の調査・分析、JCMの下でのREDD+及び植林等に関するルールの改善及び文書化、パートナー国等との協議のための関連作業部会等の運営支援、候補国との官民ワークショップや現地調査等を実施することとする。

なお、実施スケジュール及び実施体制（本業務の従事者の所属、専門性・実績に関する情報や情報管理体制の整備状況含む）を契約締結後10日以内（行政機関の休日を除く。）に、林野庁森林整備部計画課海外林業協力室の事業担当者（以下「林野庁担当者」という。）に提出する。

また、実施内容や進捗状況等については、四半期ごとに報告することとする。

（1）森林分野のJCMガイドライン案のパートナー国との協議等

REDD+及び植林など森林分野のJCMガイドラインに関する検討や、森林分野のJCM推進に必要な技術的議論や理解促進に繋がる会議の開催等に関して以下を実施する。なお、パートナー国の状況等に応じて、会議の開催回数や開催場所等に関して検討の必要が生じた際には、林野庁担当者の指示に従い実施する。

⁶ 外務省「二国間クレジット制度」：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html
環境省「二国間クレジット制度」：

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/bilateral.html>

⁷ 林野庁計画課海外林業協力室「二国間クレジット制度（JCM）におけるREDD+について」：

https://jifpro.or.jp/wp-content/uploads/2019/01/FCS_H30_3_kamiyama-1.pdf

⁸ ガイドライン類はJCMウェブサイトに掲載されている。なお、ガイドライン類とは、「提案方法論開発ガイドライン」、「プロジェクト設計書（PDD）及びモニタリング報告書作成ガイドライン」、「セーフガード促進・支援ガイドライン」、「プロジェクトサイクル手続き」、「REDD+妥当性確認・検証ガイドライン」並びに「用語集」を指す。：<https://www.jcm.go.jp/>

ア JCM における森林分野の継続検討課題の取り扱い整理とルール化

前年度までの検討や国際的な動向等を踏まえ、引き続き森林分野のクレジットに知見を有する機関・有識者へのヒアリングのほか、JCM パートナー国の森林政策に関する必要な情報収集及び分析を行いつつ、JCM での取り扱いを整理し、ルール改善又はガイドラインの条文の修正・追加を含め具体的に林野庁に提案する。

今年度以降の継続検討課題としては、森林経営や補植等を通じた炭素蓄積の向上や土地転用のない森林でのプロジェクトの取扱い（REDD+との整合含む）、マングローブ植林における追加検討、監視期間中及び監視期間以降の非持続性リスク対処（補填）の方法、バッファ制度の運用詳細（登録簿の改修仕様、バッファクレジットの相当調整、パートナー国での口座の設置可否・要否）、セーフガード（第三者機関又は第三者認証による審査が可能かどうか、植林は REDD+より簡易な方法にできるか、プロセスの改善は必要か）等が想定される。

なお、森林分野の JCM ガイドライン類の修正の検討にあたっては、必要に応じ、パートナー国の NDC、森林政策及び REDD+・植林に関する国際的動向（パリ協定 6 条 4 項監督機関における吸収活動の検討含む）等の情報収集及び分析を行うとともに、関係省（外務省、経済産業省、環境省等）、JCM 実施に関心のある民間事業者、その他知見を有する機関や有識者へのヒアリングを行うとともに、その内容を林野庁に報告する。あわせて、ガイドラインが締結されているパートナー国において、ネスティングの動向など森林分野の JCM に大きな影響を与えるそれぞれの国情の変化等がある場合には、それに伴う森林分野の JCM ガイドライン類の修正の要否を検討し、要すれば修正案を作成する。加えて、パートナー国から、この修正箇所について説明を求められた場合には、適宜説明を行うなど理解の醸成を図る。これらの対象国は、パートナー国のうち、主にラオス、カンボジアを想定している。

イ 森林分野の JCM ガイドラインの検討会及び民間説明

アで提案した内容をもとに、関係省庁（外務省、経済産業省、環境省、国土交通省及び農林水産省、林野庁）や有識者等で構成される検討会（2023 年 12 月までに 2 回程度）の開催支援（資料作成、事務局運営、議事録作成等）を行い、それらの議論を踏まえた改訂ガイドライン類の日本政府案作成を行う。

また、ガイドラインを活用して森林分野の JCM に取り組む民間事業者等を念頭に、ガイドラインの説明と民間からの意見聴取を行うオンラインによる公開説明会（1 回）の開催支援を行う（資料作成、事務局運営、議事録作成等）。

JCM を希望する民間事業者で、森林分野の JCM ガイドラインが締結されている又は見込まれる国において、対象地、実施体制の構築、活動の具体的内容、緩和成果の測定方法やスケジュール等の検討が具体化している中で手続きについて相談があった場合、ガイドラインの内容について説明や助言を行う（2 社程度）。

ウ JCM 合同委員会等における対応

パートナー国や我が国関係省庁等と適宜連絡を取りつつ、JCM 合同委員会（JC）（森林分野が議題になる場合に限る）及びそれに関連する会合で使用する資料を事前調整・作成する。

また、同委員会及びそれに関連する会合（オンライン含む）に出席し、森林分野の JCM+ガイドライン類の日本政府案等の説明及び関連する質疑に対応する（合同会議への出席回数は2回程度、関連する会合への出席回数は2回程度を想定）。更に、会議後は速やかに森林分野の議題部分の議事録を作成する。

エ 国・準国レベルやネスティングに対応した JCM-REDD+の支援

国・準国レベルの REDD+のクレジット認定スキームである ART-TREE 基準⁹（LEAF Coalition も採用）、VCS の JNR 枠組み¹⁰、カンボジアの REDD+に関して施行されるネスティングに関する法制度等に関し、関連情報の収集、必要に応じて、パートナー国との協議や森林分野の JCM ガイドライン等の修正の調整などを行う。

オ 森林分野の JCM ガイドライン類等のパートナー国現地語への翻訳

必要に応じて、森林分野の JCM+ガイドライン類の合同委員会での承認に向け、パートナー国現地語への翻訳について、森林分野の JCM ガイドライン類等のパートナー国現地語への翻訳を行う（1~2 か国程度）。

カ 森林分野の JCM ガイドラインの二国間合意を目指す国等への説明等の対応

森林分野の JCM ガイドラインの二国間合意がされていない国等から森林分野の JCM ガイドライン類や、REDD+や植林等による炭素クレジット化に係る取組に対して関心が示された場合又は対外的な説明の必要性が生じた場合、林野庁担当者と相談の上、必要に応じ、説明に使用する資料の作成、説明及び質疑対応を行う（3 か国程度）。

また、これらの国との間で森林分野の JCM の実施に向けた協議が進むことが見込まれる場合には、当該国向けのガイドライン案を作成するとともに、ガイドライン類の協議・採択に向けた連絡調整等の作業を行う（2 か国程度）。

キ 提案方法論及びプロジェクト設計書等の事前審査

合同委員会（JCM 事務局）に森林分野に関する提案方法論、プロジェクト設計書が提出された場合は、関連する森林分野の JCM ガイドライン類に沿ってその妥当性を確認、その結果等について林野庁担当者に報告するとともに、必要に応じ JCM 合同委員会での説明を行う。また、セーフガード関連文書（SGIP、SGPR）については、JCM 事務局に提出された際又は事前に、内容を確認し評価を行う（1件）。なお、専門知識を有し、プロジェクトの直接の利害関係者でない第三者に依頼することも妨げない。

なお、カンボジアでの JCM-REDD+プロジェクトについては、プロジェクト登録に向けた手続きが進んでおり、令和5年1月時点で、PDD 及び SGIP（セーフガード活動実行計画）等が JCM 事務局に提出されている。また、ラオスでの JCM-REDD+プロジェクトについては方法論が承認されているところ。

⁹ ART ウェブサイト：<https://www.artredd.org/trees/>

¹⁰ VCS ウェブサイト：<https://verra.org/programs/jurisdictional-nested-redd-framework/>

ク 森林分野の JCM に関する官民ワークショップの開催

森林分野の JCM に係る理解増進及びガイドライン協議促進のためのワークショップを、パートナー国等（1か国程度）を対象として、パートナー国又は第三国等において開催する（対面、オンライン、又はそのハイブリッド形式。各1回あたりの参加者は40名程度、少なくとも1回程度の開催を想定）。開催に当たっては、会議招待参加者（4名程度）等との連絡調整（謝金、交通費、宿泊費等の経費含む）、オンライン設定、必要機材・設備及び通訳の手配、議事進行、議事録作成等の必要な業務を実施する。参加者は政府関係機関（地方政府を含む）、REDD+を支援している他ドナー、当該パートナー国等での JCM プロジェクト実施に関心の高い企業等を想定し、林野庁担当者と相談の上決定する。

(2) 現地調査

ア 現地調査実施者の公募等

森林分野の JCM 新規案件の形成に向けて、途上国政府のニーズを踏まえつつ、プロジェクトの対象地や活動内容を検討するための現地調査（実現可能性、期待できるクレジット量やプロジェクト規模等の調査を含む）を行う事業者等を公募、審査、選定、通知、公表する¹¹。現地調査の総額は600万円程度で、1件あたり300万円（税込）を目安に2件程度の実施を想定。その際、事業者等の選定等については、応募してきた事業者等の中から、林野庁担当者と相談の上決定する。なお、令和4年度に選定した事業者等の応募は妨げるものではない¹²。

イ 採択案件の進捗管理・実施報告

選定された事業者等（以下、「実施者」という。）からの定期報告等により進捗状況及び現地調査の報告内容の確認等を行い、必要に応じて実施者と打合せを実施するなど指導・助言を行う（打合せは1実施者あたり2回程度）。現地調査の実施結果については、3（4）の報告書に含める。

(3) 国内外の森林分野の JCM を取り巻く状況等に関する調査・検討

森林分野の JCM クレジットの活用等に関して以下の情報収集・分析及び検討等を実施する。また、以下に記載がないものの関連する情報の収集や資料の作成の必要性が生じた際には、林野庁担当者の指示に従い実施する。

ア UNFCCC 関連会合における情報収集・分析

CMA4 決定¹³により、来年 CMA5（COP28）に向けて、国連が設立した6条4項監督機関¹⁴が吸収活動に関する推奨事項及び方法論に関する推奨事項について、今後、各国や関係者からのインプットを求めつつ、それらを踏まえ、適切なモニタリング、報告、会計・クレジット期間、反転対処、リーケージの回避、環境的社会的な悪影響の回避などを含む追加的な推奨

¹¹ （参考）令和4年度の募集：https://www.murc.jp/news/information/news_220516/

¹² https://www.murc.jp/news/information/news_220712/

¹³ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_14_PA6.4.pdf

¹⁴ <https://unfccc.int/process-and-meetings/bodies/constituted-bodies/article-64-supervisory-body/meetings-of-the-article-64-supervisory-body>

事項を検討することになっている。これらを含む6条4項監督機関の議論について、森林分野のJCMへの影響を分析する観点から情報収集・分析し、必要に応じ、各会合における対応について提案等を行う。

令和5年11月30日(木)～12月10日(火)にアラブ首長国連邦のドバイで開催が予定される第28回締約国会議(COP28)等に関し、REDD+や市場メカニズム等の森林に関連する会合(Web会議やオンラインセミナーを含む)等について、可能な範囲で現地で参加(必ずしもCOP28全日程に参加する必要はなく、10日間前後でも可)し、各国政府関係者、国際機関、NGO等が発信する関連情報を収集するほか、JCMに関するバイ会談や関係団体・国との意見交換への対応、会議資料の各種分析や議事録を含む資料作成を行う。加えて、令和5年6月5日～15日に予定されている補助機関会合(SB58)及びこの期間によらず開催される関連会合において、森林関連の議題が議論される際には、必要に応じ、オンラインやウェブにより情報収集等を行う。

なお、COP28において、参加する又は情報収集を行う会合等の日程等については、林野庁担当者の指示に適宜従うこととする。

(現時点で想定されるSB58、COP28等における森林関連議題等)

- ・パリ協定6条4項監督機関「吸収(Removal)活動に関するリーケージ・反転等に係るCMAへの推奨事項」「方法論の推奨事項」
- ・森林関係サイドイベント

イ 民間カーボンオフセット市場・制度の最新動向

①民間カーボンオフセット制度及び国際民間航空機関(ICAO)によるクレジット活用等に関する最新動向の調査・分析

Verra(VCS、JNR)やART-TREE(この基準を活用したLEAF Coalition含む)のボランタリークレジットスキーム、世銀FCPFの炭素基金、ICAOが採択した国際民間航空のためのカーボンオフセット及び削減スキーム(CORSIA: Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation)におけるREDD+や植林等に由来する炭素クレジット活用等に関する最新動向を調査・分析し、必要に応じ整理する。特に、JCMガイドライン類に影響を及ぼす可能性のあるものや、COP26で採択されたパリ協定第6条の実施指針を踏まえた自主的炭素市場の動向については、適宜情報を整理の上、(1)ア及びイに関連してJCMガイドラインの修正等の参考となる内容については速やかに報告する。

② クレジット活用に向けた動向、REDD+や植林等の推進に関する情報収集・分析

森林分野のクレジットの国際移転スキームを持つ先進国等の排出権取引制度(あれば)、企業の森林クレジットの需要に影響を与え得るSBT(科学に基づく目標)基準、森林を含む土地利用分野におけるGHGプロトコルやICVCM(自主的炭素市場の十全性評議会)といったイニシアティブ等の動向について、情報を収集・分析し、JCMに影響を与えるものや参考となるものがある場合、速やかに林野庁に報告する。

(4) 報告書の作成

(1) から (3) の実施内容について報告書を作成する。なお、報告書については、12 月末を目処に暫定版を林野庁に提出するとともに、事業期間終了時に林野庁担当者の了解を得た最終版を提出する。

4 事業期間

委託契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日（金）までに本事業に係る全ての業務を終了する。

5 納入成果品

(1) 納入物品

報告書 4 部

電磁記録媒体資料 1 部 (CD-R)

納入する電磁記録媒体資料は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。

(2) 納入場所

林野庁森林整備部計画課海外林業協力室（農林水産省別館 7 階、ドア No. 別 712）

6 資料の閲覧

(1) 本事業への応募にあたり、当事業に関連する過去に実施した事業の報告書については、林野庁森林整備部計画課海外林業協力室（農林水産省別館 7 階、ドア No. 別 712。直通 03-3591-8449、海外技術班）で閲覧を可能とする（閲覧時間は、行政機関の休日を除く 10:00～18:00（ただし、12:00～13:00 の時間は除く））。

(2) (1) について、過去の報告書は以下のアドレスからも Web 閲覧可能である。令和 4 年度途上国森林保全プロジェクト体制整備事業の進捗・成果については、最終報告書はとりまとめ中であるが、12 月までの内容について知りたい場合、個別に問い合わせること。

- ・林野庁ウェブサイト「森林・林業分野の国際的取組」3. 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等 (REDD+)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/>

- ・平成 29 年度途上国森林保全プロジェクト推進事業
- ・平成 30 年度途上国森林保全プロジェクト推進事業
- ・平成 31 年度途上国森林保全プロジェクト体制強化事業
- ・令和 2 年度途上国森林保全プロジェクト体制整備事業
- ・令和 3 年度途上国森林保全プロジェクト体制整備事業

7 その他

(1) 受託者は、業務の遂行及び情報の管理に関して、林野庁担当者と業務開始時、報告書作成時、その他少なくとも毎月 1 回の頻度で打合せを行う。

(2) 受託者は、監督職員の求めに応じて、事業の進行状況及び情報の管理状況の報告を行う。

- (3) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務の遂行及び情報のセキュリティ対策に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に林野庁担当者と協議を行い、承認を得る。また、再委託先に対して、情報セキュリティが十分確保されるよう対策を実施させるものとし、再委託先との契約においてその旨を定める。
- (5) 受託者は、本業務の遂行により知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、3（3）の調査の実施内容及び各国会への参加については、パートナー国の JCM 及び森林分野の JCM に関するこれまでの協議状況や国情等を踏まえて、林野庁担当者と協議の上決定する。
- (7) 本業務において、情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、林野庁担当者に報告し、今後の対応方針について協議する。
- (8) 受託者は、業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに林野庁担当者と協議する。
- (9) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

8 参考

- (1) 気候変動枠組条約事務局のホームページ（REDD+ウェブプラットフォーム）
<http://redd.unfccc.int/>
- (2) JCM のホームページ
<https://www.jcm.go.jp/>
- (3) 二国間クレジット制度の紹介（炭素市場エクスプレス）のホームページ
<https://www.carbon-markets.go.jp/>
- (4) 森から世界を変えるプラットフォームのホームページ
https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/platform/index.html
- (5) 緑の気候基金（GCF）のホームページ
<http://www.greenclimate.fund/home>
- (6) 世界銀行森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）のホームページ
<http://www.forestcarbonpartnership.org/>